

随意契約理由書

本工事は、大阪府立修徳学院内に桜坂小中学校が使用する教室（14室）にエアコンを取り付ける工事であります。

本工事を実施するには、工事期間が少なくても3週間は必要で、3週間以上教室が空くのは、夏休み期間のみとなります。また、二学期の始業式（8月29日）以降も猛暑日が予測され、生徒の体調管理、学力向上を考えれば、早期のエアコン設置が必要で、柏原市教育委員会からも早期着手の要望を受けています。

上記のとおり、本工事については、夏休みの期間しか施工できないため、生徒の安全を確保するため緊急を要し、積算事務も含め入札契約手続きに3か月以上見込まれる通常の入札執行による契約では、夏休み中に工期を完了させることが不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び大阪府財務規則の運用第62条関係第1項第4号により随意契約とするものです。